

厚生労働省発社援 0529 第 6 号
令和元年 5 月 29 日
第 1 次 改 正
厚生労働省発社援 0515 第 9 号
令和 2 年 5 月 15 日
第 2 次 改 正
厚生労働省発社援 0629 第 1 号
令和 2 年 6 月 29 日
第 3 次 改 正
厚生労働省発社援 0610 第 5 号
令和 3 年 6 月 10 日
第 4 次 改 正
厚生労働省発社援 0630 第 94 号
令和 5 年 6 月 30 日
第 5 次 改 正
厚生労働省発社援 0329 第 65 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）の交付について

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 14 条に基づく交付金の交付については、別紙「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱」により行うとされ、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。